

2016年教育服務規程 2019年改定事項を含む



NEW ZEALAND QUALIFICATIONS AUTHORITY
MANA TOHU MĀTAURANGA O AOTEAROA

QUALIFY FOR THE FUTURE WORLD
KIA NOHO TAKATŪ KI TŌ ĀMUA AO!

2016年(留學生の生活保護としての)
教育服務規程

2016年(留学生の生活保護としての) 教育服務規程

高等教育・スキル・雇用省の大臣は、教育法(1989年)第 238F項の規定により 以下の服務規程を定める。

本版は、2019年7月1日に発効した2019年(留学生の生活保護としての)教育服務規程改定事項を含む。

目次

第1部 序文

1. 表題	3
2. 開始	3
3. 移行、救済、その他関連規定	3
4. 法的手段としての規程	3
5. 規程の目的	3
6. 規程の適用範囲	3

第2部 規程の読み方

7. 一般定義	4
---------	---

第3部 加盟

8. 加盟のための申請書の受理と審査を担う規定施行の責任者の役割	6
9. 加盟の基準	6
10. 加盟者の要請に基づく規程施行責任者による加盟の取り消し	6

第4部 加盟者の義務

マーケティングと販売促進

11. 結果1: マーケティングと販売促進	7
12. 手順	7

代理業者

13. 結果2: 管理及び監視する代理業者	7
14. 手順	7

提案、入学、契約、保険

15. 結果3: 提案、入学、契約、保険	8
16. 手順: 教育指導の提供	8
16A. 手順: 契約締結前に提供すべき情報	8
16B. 手順: 入学契約	8
16C. 手順: 懲罰措置	9
16D. 手順: 保険	9
16E. 手順: 親または後見人の同意書を必要とする決定	9

入国管理業務

- | | |
|----------------|---|
| 17. 結果4:入国管理業務 | 9 |
| 18. 手順 | 9 |

オリエンテーション

- | | |
|-------------------|----|
| 19. 結果5:オリエンテーション | 10 |
| 20. 手順 | 10 |

安全と充足した生活

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 21. 結果6:安全と充足した生活 | 10 |
| 22. 手順:一般 | 10 |
| 23. 手順:18歳未満の留学生 | 11 |
| 24. 手順:10歳未満の留学生 | 11 |
| 25. 手順:危害を受ける恐れのある留学生または特別な配慮が必要な留学生 | 11 |
| 26. 手順:宿泊設備 | 12 |
| 26A. 手順:安全確認と適性確認 | 13 |

学生サポート、アドバイス、サービス

- | | |
|---------------------------|----|
| 27. 結果7:学生サポート、アドバイス、サービス | 13 |
| 28. 手順 | 13 |

取り消し及び廃業の管理

- | | |
|---------------------|----|
| 29. 結果8:取り消し及び廃業の管理 | 14 |
| 30. 手順 | 14 |

苦情処理の手順

- | | |
|-----------------|----|
| 31. 結果9:苦情処理の手順 | 14 |
| 32. 手順 | 14 |

DRS [the International Student Contract Dispute Resolution Scheme (留学生の契約問題に対する解決計画)] の順守

- | | |
|------------------|----|
| 33. 結果10: DRSの順守 | 14 |
| 34. 手順 | 14 |

第5部**規程違反**

- | | |
|-------------------------|----|
| 35. 規程違反の報告 | 15 |
| 36. 規程施行責任者による苦情や照会への対応 | 15 |
| 37. 規程遵守の監視 | 15 |
| 38. 規程違反に対する処罰 | 15 |

第6部**規程施行責任者**

- | | |
|-----------------------|----|
| 39. 業務の報告及び公表 | 16 |
| 40. 条件の公表とコンプライアンスの公示 | 16 |

附則I

- | | |
|----------------------|-----------|
| 移行、救済、その他関連規定 | 17 |
|----------------------|-----------|

第1部 序文

1. 表題

本書は、2016年(留学生の生活保護としての)教育服務規程である。

2. 開始

本規程は2016年7月1日から施行される。

3. 移行、救済、その他関連規定

附則1に記載の移行、救済、その他関連規定は、それらの条項に基づき発効する。

4. 法的手段としての規程

本規程は2012年法令において、法的な意味を持ち、また却下することができる。また、2012年法令第41条に基づき、代議院に提示しなければならない。

5. 規程の目的

本規程を設ける目的は、以下の点によって国際教育に対する政府の方針を支援するためである。

- a. 留学生を保護するために、加盟者にあらゆる面において適正な措置を講ずることを義務づける。
- b. 留学生が学問上の目標を達成できるよう支援し、できる限りニュージーランドで有意義な体験を得られるよう尽力する。

6. 規程の適用範囲

1. 本規程の適用範囲は、1989年教育法に他の品質保証とともに定められている。これは、
 - a. 留学生のために加盟者が求めた結果であり、
 - b. 留学生の充足した生活、目的の達成、権利を支援するために、加盟者に求められている重要なプロセスである。
2. 加盟者は、ニュージーランド国外で勉強をする学生について、本規程を適用しない。
3. 規程施行責任者は、以下の留学生に対して規程の全部または一部を適用しない可能性がある。
 - a. 国内学生から留学生へと状況が変わった留学生
 - b. 遠隔教育プログラムに登録している留学生

第2部 規程の読み方

7. 一般定義

1. 本規程の各用語の定義は、別途表記がない限り、以下に示すとおりである。

法令 1989年教育法を意味する。

代理業者 教育機関または加盟者の代理人となる個人、団体、機関を意味する。下請け代理業者も含まれる。

規程施行責任者 法令第238FA(1)項により任命された個人または機関を意味する。

就学契約

- a. 公立学校が加盟者である場合は法令第2(1)項の定義と同じ意味である。また、
- b. 他の加盟者の場合は、留学生(または留学生が18歳未満の場合、親または法的後見人)と加盟者の間で締結され、留学生がその加盟者の提供する教育指導を受けられるようにする、書面による契約を意味する。

指定世話人 18歳未満の留学生の親または法的後見人から、その留学生の世話人及び宿泊提供者として、書面により指名された親族や親しい友人を意味する。

国内学生 法令第2項にある定義と同義である。

DRS 法令第238J項で制定されている、the International Student Contract Dispute Resolution Scheme (留学生の契約問題に対する解決計画)を意味する。

DRS規約 法令第238M項に定められている規則を意味する。

デュール・デリジェンス 拘束力のある契約を結ぶ前に、第三者について、開示を受け証明を得る一連のプロセスを意味する。

教育審査機関 加盟者について、審査機能を発揮するよう法令によって権限を与えられた機関を意味する。

教育指導 以下の授業、コース、カリキュラム、職業訓練計画を含む。

- a. 法令第18部4E項または第20部に従って認可または除外されたもの
- b. (法令第18部または第20部に規定する)認証評価で加盟者に認可されたもの
- c. 加盟者は、(法令第18部または第20部に規定する)関連評価基準に照らし加盟者に評価への同意が認可されているもの

就学登録 加盟者からの教育指導の申し出を受諾し、加盟者が提供する教育指導を受ける留学生として就学を登録したり、就学が認められたりすること。**入学** も同様の意味である。

国外追放 1つの国または地域から別の国または地域に人物を移動させる一連のプロセスを意味する。

学費保護制度 法令第253(1)(e)項に基づいて作成された規則に承認された制度を意味する。

ホームステイ 4名以下の留学生が一家庭/世帯に下宿することを意味する。

留学生 法令第238D項と同義である。

法的後見人 留学生に関して、留学生の母国で法廷または遺言書による指名により、留学生の健全な生活と経済的支援に責任を持ち、留学生留学生の世話をする人物を意味する。

認可を受けた寄宿舍 2005年教育(寄宿舍)法により認可を受けた寄宿舍を意味する。

親 留学生に関して、留学生の父親または母親を意味する。健全な生活と経済的支援留学生責任を持つ。

教育機関 法令第238D項と同義である。

本国送還 留学生の出生国または市民権を持つ国へ留学生を帰す措置を意味する。

宿泊先の世話人とは、以下の人物を意味する。

- a. ホームステイ先の世話人
- b. 認可を受けた寄宿舍の管理人、または寄宿舍にいる留学生の世話を受け持っている人物
- c. 指定世話人
- d. 以下の宿泊施設の管理人
 - i. (法令第159項に定める)高等教育機関加盟者が運営する宿泊施設
 - ii. 主にその教育機関に就学した留学生の宿泊に使用される宿泊施設
- e. 一時宿泊施設にいる場合は、留学生の世話に責任を持つ監督者

学生寮 学校が所有または管理し、1年生から6年生の留学生としてその学校に就学登録している留学生や、他の加盟者に就学登録している10歳以下の留学生のためのものとして、規程施行責任者により承認され認可を受けている寄宿舍を意味する。

加盟者 規程に加盟している教育機関を意味する。

下請け代理業者 代理業者との契約により、代理業者に代わって業務を行う、個人、団体、機関を意味する。

2. 本規程で言及する年齢は、一番最近の誕生日の学生の年齢を意味する。
3. 法令に定義があり本規程で使用されている用語で、本規程に定義されていないものは、法令の定義と同義である。

第3部 加盟

8. 加盟のための申請書の受理と審査を担う 規定施行の責任者の役割

規程施行責任者には、以下の義務がある。

- a. 本規程への加盟を希望する教育機関から申請書を受理する。
- b. 以下の点に関して、申請書を評価する。
 - i. 9条に定められた加盟の基準
 - ii. 5条、6条に定められた本規程の目的と範囲

9. 加盟の基準

本規程への加盟を希望する申請者の判定基準は、以下の通りである。

- a. 申請者は教育機関である。
- b. 申請者は教育指導を行う、または行う予定である。
- c. 申請者は財務管理の実務と実績において条件を満たしている。
- d. 申請者は、本規程に義務づけられている望ましい結果と手順を実現することができるような、適切な方針と手順を有している。
- e. 規程施行責任者は、申請者が本規程の加盟者として不適格と考えられる場合は、その加盟を検討しない。

10. 加盟者の要請に基づく規程施行責任者による加盟の取り消し

規程施行責任者は、加盟者からの要請に基づき、本規程への加盟者の加盟を取り消すことができる。

第4部 加盟者の義務

マーケティングと販売促進

11. 結果1: マーケティングと販売促進

加盟者は、留学希望者に対するマーケティングと販売促進において、留学生が提供されたサービスについて情報を得た上での選択を行えるよう、わかりやすく正確な情報を十分に伝えなければならない。

12. 手順

各加盟者には、以下の義務がある。

- a. 留学生が何を必要としているかについて積極的な理解に努める。
- b. 留学生向けに情報を作成、提供し、その情報が最新のものであるよう常に見直しをする。
- c. 留学生が以下の情報を最低限として受け取れるようにする。
 - i. 品質保証に関する加盟者についての結果
 - ii. 留学生のための教育指導、職員、施設、機器
 - iii. DRS
 - iv. 将来の学習や就職のための進路を含む、留学生に適した将来性のある学習の成果内容
 - v. 留学生にかかるおおよその学費と生活費
 - vi. 宿泊設備、交通機関、およびそれらについての情報を得る方法

代理業者

13. 結果 2: 管理及び監視する代理業者

加盟者は効果的に代理業者(加盟者の代理人を務めるという契約を結んでいる)が以下の点を実行しているかを管理、監視しなければならない。

- a. ニュージーランドでの学習、労働、生活について、正確な情報とアドバイスを留学生に提供する。
- b. 留学希望者に対して、プロ意識をもって誠実に行動する。
- c. 法令に違反せず、加盟者の規程順守を損なわない。

14. 手順

各加盟者には、以下の義務がある。

- a. 代理業者希望者について、不正、虚偽、欺瞞といった行為や法律違反などがないか、できる限り身元照会を行い、それを記録する。
- b. 代理業者ごとに書面による契約を結ぶ。
- ba. 契約期間中、以下の点に関し代理業者の活動と行動を監視する。
 - i. 契約に規定されている義務
 - ii. ニュージーランドでの学習、労働、生活について正確な情報とアドバイスを留学生に提供しているか
 - iii. 留学希望者に対して、プロ意識をもって誠実に行動しているか
 - iv. 加盟者の見解において法律に違反する、またはその可能性のある活動や行為、あるいは加盟者の規程順守を損なう活動や行為を行っていないか

- bb. 代理業者を以下のように管理する。
- i. 代理業者に以下の行為が見受けられる場合、契約を解除する。
 - A. 不正、虚偽、欺瞞のある重大、故意、あるいは継続的な行為や、法律違反の行為に関与している場合。
 - B. 加盟者の規程順守を損なった場合。
 - ii. 第(ba)項に規定した以外の事項に関する代理業者の行為や不作為に対処するため、適切な措置を実施する。
- d. 代理業者が、加盟者との契約に定められている業務に関して、最新の情報を閲覧できるようにしているか、またその状態を維持しているかを確認する。

提案、入学、契約、保険

15. 結果3: 提案、入学、契約、保険

加盟者には、以下の義務がある。

- a. 留学生が十分に情報を得た上で求めている教育成果に見合う就学を決定できるよう、留学生(または18歳未満の留学生の場合は、その親または法的後見人)を支援する。
- b. 留学生(または18歳未満の留学生の場合は、その親または法的後見人)が、加盟者と法的拘束力のある契約を締結するのに先立ち、利益や義務を理解するために必要な情報を得られるようにする。
- ba. 各入学契約が公正で妥当なものとなるようにする。
- bb. いかなる懲罰行為も、自然的正義の原則に従ったものとなるようにする。
- bc. 留学生が旅費、医療費、および帰国、本国送還、国外追放、葬儀の費用に適用されるような適切な保険に加入するようにする。
- c. 正式な文書が保管され、必要に応じて、留学生(または18歳未満の留学生の場合は、その親または法的後見人)に提供できるようにする。

16. 手順: 教育指導の提供

各加盟者は、提供する教育指導が法令に則った内容であり、学生の期待や英語の能力、学力に見合ったものとなるようにしなければならない。

16A. 手順: 契約締結前に提供すべき情報

1. 各加盟者は、留学生との契約を締結する前に、その留学生が最低限として以下の情報を受け取れるようにしなければならない。
 - a. 教育審査機関による最新の評価結果
 - b. 規程施行責任者が指示した、法令により課せられるコンプライアンスの公示と条件は、留学希望者に開示されなければならない。
 - c. 実際にやっている教育の内容とその成果、資格認定を受けているかどうか
 - d. 第29条と第30条の結果と手順に準拠した払い戻し条件
 - e. 職員、施設、機器
 - f. 利用できるサービスと支援
 - g. 加盟者から教育指導を受けるために必要な保険と査証
 - h. 本規程とDRS規約
 - i. 教育指導にかかる全費用
2. 各加盟者は、留学生(または18歳未満の留学生の場合は、その親または法的後見人)が、加盟者と法的拘束力のある就学契約を結ぶ前か、加盟者に就学登録をする前に、本規程に基づく権利を含む、加盟者から受ける教育指導に関連した留学生の権利や義務について伝えなければならない。

16B. 手順: 入学契約

1. 各加盟者は、各留学生(または留学生が18歳未満の場合は、親または法的後見人)との間で、以下の情報と条項を含む就学契約を締結しなければならない。
 - a. 就学の開始日および終了日に関する明確な情報
 - b. 就学契約を解除する条件
 - c. 留学生の行為が就学契約に違反する可能性を持つ状況(これには留学生がその加盟者の直接の監視・管理下でない時に発生した行為も含まれる)
 - d. 留学生に対し加盟者が取る可能性のある懲罰措置の種類(休学、停学、退学など)
 - e. 留学生に対し加盟者が懲罰措置を取る場合に従わなければならない手順
2. 各加盟者は就学契約が公正で妥当なものとなるようにしなければならない。

16C. 手順: 懲罰措置

加盟者により取られるいかなる懲罰措置手順も、自然的正義の原則(措置の対象となる問題の迅速、公正で熟慮された解決に必要なものを含む)に従わなければならない。

16D. 手順: 保険

1. 加盟者は、2週間以上の教育指導の就学登録をした留学生在が、なるべく以下をカバーする適切な保険に加入するようにさせなければならない。
 - a. 以下の留学生の旅行
 - i. ニュージーランドと本国間の往復
 - ii. ニュージーランド国内
 - iii. 教育指導の一環としてのニュージーランド国外旅行
 - b. ニュージーランド国内での医療ケア(診断、処方、手術、入院を含む)
 - c. 重病または重症による留学生の本国送還または国外追放。その場合に付き添う家族にかかる旅費の負担も含む。
 - d. 留学生が死亡した場合の以下の費用
 - i. ニュージーランドと本国間の家族の往復旅費
 - ii. 遺体の本国送還または国外追放の費用
 - iii. 葬式の費用
2. (1)(a)(i)および(ii)の各項には、教育指導開始前および終了後(就学期間外も含む)の、留学生の出生国または市民権を持つ国との間の旅行を含む。
3. (1)(a)(i)項には、他の国への留学生の旅行は含まれない。ただし、その旅行の主たる目的がニュージーランドとの間の乗継便に搭乗するためである場合は、その限りではない。

16E. 手順: 親または後見人の同意書を必要とする決定

各加盟者は、必要に応じて、18歳未満の留学生に影響を及ぼす決定に関して、その留学生の親または法的後見人の同意書を得なければならない。

入国管理業務

17. 結果 4: 入国管理業務

加盟者には、以下の義務がある。

- a. 教育指導をするために必要な2009年移民法に基づく資格を取得していない人物には、教育指導を許可してはならない。
- b. 就学登録した留学生在が教育指導を受けるのに必要な2009年移民法に基づく資格を取得していることを確実にするため、合理的な範囲で慎重になり、デュー・ディリジェンスを実行する。

18. 手順

各加盟者には、以下の義務がある。

- a. 就学登録した各留学生在が、ニュージーランドで学習するために必要な在留資格を取得しているか確認する。
- b. 留学生の査証の条件に違反がある、または違反が疑われる場合、ニュージーランド移民局に報告する。
- c. 入学の取り消しをニュージーランド移民局に通知する。

オリエンテーション

19. 結果 5:オリエンテーション

加盟者は、留学生が教育指導の開始に当たり、留学生にとって必要な情報やアドバイスが得られ、わかりやすい構成の、年齢に合ったプログラムに参加する機会を作らなければならない。

20. 手順

1. 各加盟者は、オリエンテーション・プログラムで以下を行う義務がある。
 - a. 各留学生にすべての関連施設の方針における、十分な情報とアドバイスを与える。
 - b. 各留学生に加盟者が提供するサービス、支援、施設についての十分な情報とアドバイスを与える。
 - c. 留学生の支援に責任を持つ、指名を受けた職員の名前や連絡先などの情報を知らせる。
 - d. 留学生の健康と安全に関する適切な情報を与える。
 - e. 留学生のための、施設内外両方の苦情処理の手順についての情報を与える。
 - f. 入学の取り消しに関する情報を与える。
 - g. 留学生の権利に関する情報を与える。これには、留学生がその教育機関から自主退学する場合の学費の払い戻しに関する権利も含まれる。
2. 18歳未満の留学生に関し、加盟者は必要に応じ留学生の親、法的後見人、または宿泊先の世話人が留学生に同行する場合、留学生に与えたのと同じオリエンテーションの情報やプログラムにアクセスできるようにしておく。

安全と充足した生活

21. 結果 6:安全と充足した生活

加盟者には、以下の義務がある。

- a. 留学生に安全な学習環境を用意する。
- b. 留学生が充足した生活を送れるよう、十分な支援をする。
- c. 留学生ができるかぎり安全な環境で過ごせるようにする。

22. 手順:一般

各加盟者には、以下の義務がある。

- a. 留学生による不適切な行動や留学生に影響が及ぶ場合、公平かつ効果的に対応する。
- b. 職員と留学生に伝え、効果的に使われるよう、不適切な行動を管理するための方針を策定し、維持する。
- c. 留学生に以下の点をアドバイスする。
 - i. 健康と安全面での問題(キャンパス内外どちらの活動も)を報告、対処する方法
 - ii. 緊急事態(校内外いずれの活動時も)の対処方法
 - iii. 医療サービス、カウンセリング・サービスの利用方法
 - iv. ニュージーランド警察や1989年オランガ・タマリキ法の施行機関などの関連政府機関の利用方法
- d. 各留学生とその近親者の最新の連絡先を把握する。
- e. いかなる時でも(毎日24時間)留学生が緊急に連絡を取ることができるよう、最低でも1名の職員を必ず待機させる。

23. 手順：18歳未満の留学生

1. 18歳未満の留学生に関して、各加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 以下の場合を除いて、親または法的後見人と同居していない10歳以上18歳未満の留学生は就学登録を認めない。
 - i. 3カ月に満たない教育指導を受けた、適切な監視下にある団体留学生の中の一人
 - ii. 宿泊先の世話人の世話になっている留学生
 - b. 留学生の親、法的後見人、宿泊先の世話人の最新の連絡先を把握する。
 - c. 留学生の生活や学習の進展状況などを考慮して、留学生の親、法的後見人、宿泊先の世話人と効果的なコミュニケーションを維持する。
 - d. 18歳未満の留学生を積極的に監視し、学生に関するあらゆる懸念を伝える役割を持つ職員を最低でも1名指名する。
 - e. 留学生が宿泊先の世話人の世話になっている場合は、
 - i. 宿泊先の世話人から留学生の親、法的後見人、親あるいは法的後見人が認める他の人物に、留学生の世話が引き渡される以下の際の計画を策定する。
 - A. 就学期間中に発生する毎回の引き渡しの際
 - B. 就学終了時に発生する引き渡しの際
 - ii. 親あるいは法的後見人に毎回の引き渡し計画を通知する。
2. 10歳以上18歳未満の留学生には、この条項に加えて22条の要件も適用される。

24. 手順：10歳未満の留学生

1. 学生寮に滞在していない限り、10歳未満の留学生は親または法的後見人と同居していなければならない。
2. 10歳未満の留学生には、この条項に加えて第22条および第23条の要件も適用される。

25. 手順：危害を受ける恐れのある留学生または特別な配慮が必要な留学生

1. 各加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 危害を受ける恐れのある留学生または特別な配慮が必要な留学生の窮状や問題に取り組むことのできる適切な処置。
 - b. 18歳未満の留学生の親または法的後見人、18歳以上の留学生の近親者が危害を受ける恐れのある留学生または特別な配慮が必要な留学生の状況の把握。
 - c. 必要に応じて、また1993年プライバシー保護法の原則に従って、留学生に関係のある問題はニュージーランド警察や1989年オランガ・タマリキ法の施行機関などの関連機関と規程施行責任者に報告される。
2. 加盟者が留学生の健康、安全、生活などに関連した深刻な事態の発生を信じ正当な理由があるとして認めた、危害を受ける可能性のある留学生には、以下の例が含まれる。
 - a. 留学生が深刻な危害や搾取から自身を適正に守れない。
 - b. 留学生が健全な生活を送るための自己防衛が適正に行えない。
3. 特別な配慮が必要な留学生には、以下の例が含まれる。
 - a. 身体的障害、感覚障害、認知上の問題、社会心理学的問題、行動上の問題、またはこれらを組み合わせ持っており、こうした障害が留学生の参加、学習、目的達成能力に影響を与えている。
 - b. カリキュラムの利用、参加、学習、目的達成を支援するのに適したプログラム、学習環境、特殊な器具などが必要である。
4. この条項は、第22条、第23条、第24条の要件に加えて適用する。

26. 手順: 宿泊設備

1. 宿泊先の世話人に預けられている18歳未満の留学生に関し、加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 留学生の宿泊施設が安全で満足のいく状態であり、規制上の条件や法的な基準をすべて満たしているようにする。
 - b. 26A(1)項に言及した安全点検を完了し、最新の状態となっているようにする。
 - ba. 宿泊先世話人の宿泊先に居住する18歳以上の各人物について、留学生の安全確保のために適性確認を完了し、最新の状態となっているようにする。
 - bb. 留学生の世話に関し各当事者の役割と責任を明記した同意書を宿泊先世話人と取り交わす。
 - c. 宿泊設備のことで問題が発生した場合、留学生と留学生の親または法的後見人と効果的なコミュニケーションを維持する。また関連機関に報告し、留学生を適切な宿泊施設に移すことを含んだ、これらの問題を取り扱うことに責任を持たなければならない。
 - d. 留学生の年齢、宿泊期間の長さ、その他関連要因を考慮しつつ、宿泊先での保護監督の質を監視し調査する目的で、留学生に対して適切な面接と家庭訪問を行う。
 - e. 留学生の宿泊先世話人が指定の世話人である場合、その指定の世話人は加盟者の承認を必要とし、また留学生がその指定の世話人の保護監督下に置かれているときは、加盟者は留学生の日常の保護監督に責任を負わないという同意書に留学生の親または法的後見人の署名を必ず得ておく。
 - ea. 留学生の宿泊先世話人が第26A(2)項に記載の監督者である場合、留学生がその監督者の保護監督下に置かれているときは、加盟者は留学生の日常の保護監督に責任を負わないという同意書に留学生の親または法的後見人の署名を必ず得ておく。
 - f. 宿泊設備内で、異なった年齢の留学生を適切に分けるようにする。
 - g. 留学生が宿泊設備内で適切に監督されるようにする。
- 1A. 第(1)(ba)項において、宿泊先世話人の宿泊先に居住する18歳以上の人物は、当該年齢の以下の人物を含む。
 - a. その宿泊先に一時的に居住する人物
 - b. その宿泊先に、1回の期間を5泊以上とし、(金銭的な考慮の有無に関わらず)1か月に1回以上の期間居住する、あるいは居住を予定している人物
2. 加盟者が指定、または手配した宿泊設備に住む18歳以上の留学生に関して、加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 留学生の宿泊施設が安全で満足のいく状態であり、規制上の条件や法的な基準をすべて満たしているようにする。
 - b. 宿泊設備のことで問題が発生した場合、留学生と留学生の親または法的後見人と効果的なコミュニケーションを維持する。また関連機関への報告も含み、こうした問題の処理に責任を負う。
3. 自分で宿泊先を手配した18歳以上の留学生に関し、加盟者は留学生がニュージーランドの賃借人としての権利と義務について理解できるよう、適切なアドバイスと情報を得られるよう指導する。
- 3A. 疑義を避けるため記すと、留学生の宿泊先世話人が第26A(2)項に記載の監督者、または指定の世話人である場合、加盟者は本条の要件を満たし、留学生の安全、健康、充足した生活を守らなければならない。
4. 本条項では、**宿泊施設での問題**に、留学生の宿泊先またはそれに関係する事態に起因する健康と生活の問題を含む。

26A. 手順：安全確認と適性確認

1. 第26(1)(b)項に言及のある宿泊先の世話人に対する安全確認は、
 - a. 以下を含まなければならない。
 - i. 身元の確認
 - ii. 身元の照会。これには、加盟者がリスク評価に当たり適切な情報を得るため、以下のような人物一人以上または一団体以上への問い合わせを含む。
 - A. 宿泊先の世話人の現在または過去の雇用主、業界団体、政府登録機関
 - B. 宿泊先の世話人の仕事や専門的活動に関連する認可機関
 - C. 宿泊先の世話人の親族以外の個人
 - iii. リスク評価に関連する情報を得るための犯罪経歴証明書
 - iv. 加盟者がリスク評価に関連すると考える情報を得るための宿泊先の世話人との面接
 - v. 宿泊先の世話人が留学生の安全に対する脅威となるかを判断するための、(i)から(iv)の各項目で得たすべての情報を考慮したリスク評価
 - b. 前回の安全確認実施日から3年以内に完了している場合、**最新の情報**である。
2. (1)(a)(ii)から(v)の各項目は、以下の場合の宿泊先の世話人には適用されない。
 - a. 第7(1)項の宿泊先の世話人の定義の第(e)項に言及のある監督者の場合
 - b. ニュージーランド居住者でない場合
 - c. 留学生の教育指導中、監督のためにその留学生とともに旅行し、同行している場合
3. 第26(1)(ba)項に言及のある適性確認は、前回の確認実施日から3年以内に完了している場合、**最新の情報**である。

学生サポート、アドバイス、サービス

27. 結果 7：学生サポート、アドバイス、サービス

加盟者は、留学生が自分たちの教育成果をサポートする適切なアドバイスやサービスに関して、十分に情報を与えられているようにしなければならない。

28. 手順

各加盟者には、以下の義務がある。

- a. 加盟者が留学生に提供する情報やアドバイスが正確で、年齢に合った、最新のものとなるようにする。
- b. 留学生の法的な権利や義務、および可能であれば、留学生がアドバイスやサービスを受ける際に起こりうる危険性についての情報を留学生に提供する。
- c. 留学生への情報とアドバイスには、以下が含まれる。
 - i. 異なる文化的背景を持つ人々との効果的な交流のしかた
 - ii. 留学生に対する文化的支援やコミュニティのサポート
 - iii. 文化的に異なるニュージーランドの環境への適応のしかた
- d. 必要に応じて、留学生が将来の学習や就職のための進路に関する情報やアドバイスを受けられるようにしておく。
- e. 必要な場合、留学生が以下についての情報やアドバイスを受けられるようにしておく。
 - i. ニュージーランドでの最低賃金と労働条件
 - ii. ビザの条件下で許可される労働時間の上限

取り消し及び廃業の管理

29. 結果 8: 取り消し及び廃業の管理

加盟者は、留学生が支払ったニュージーランドでの教育指導の学費が、万一留学生の就学取り消し、教育指導の終了、加盟者の廃業などが発生した場合のために、安全に保護されていることを保証しなければならない。

30. 手順

1. 各加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 払い戻し方針が妥当であり、法的要件に従っているようにする。
 - b. 留学生(または18歳未満の留学生の場合は、その親または法的後見人)に、この払い戻し方針における彼らの権利や義務を理解できるような十分な情報を提供する。
2. 払い戻し方針には、以下の状況の場合の払い戻しの条件を含めなければならない。
 - a. 留学生が学生ビザを取得しなかった場合
 - b. 学生による自主退学
 - c. 自発的または教育審査機関の要求に応じて、加盟者が留学生と締結した契約通りの教育指導のコースを中止する場合
 - d. 加盟者が加盟者であることを取りやめる場合
 - e. 加盟者が教育機関であることを取りやめる場合
3. 第(2)(c)項または第(d)項の状況の場合、加盟者は実施されなかったサービスに支払われた学費、または支払われた学費の未使用分について、以下のように対応しなければならない。
 - a. 対象の学費の総額を留学生(または留学生の親または法的後見人)に払い戻す。
 - b. 留学生、または規程施行責任者、または学費保護制度に関与する代理業者からの指示である場合、留学生(または留学生の親または法的後見人)との合意の上で別の加盟者に総額を移動する。

苦情処理の手順

31. 結果 9: 苦情処理の手順

加盟者は、すべての留学生が適切かつ公正な手順で苦情を申し立てられるようにしなければならない。

32. 手順

1. 各加盟者には、以下の義務がある。
 - a. 留学生の苦情申し立てに対する効果的な学内での処理方法を確立する。
 - b. 留学生がその処理方法について知っているようにする。
2. 各加盟者は、以下を留学生に通知する義務がある。
 - a. 学内の苦情処理方法を利用できない場合や、その処理方法の結果や利用に満足していない場合、留学生は規程施行責任者かDRSや関連機関を頼ることができること
 - b. 規程施行責任者への苦情申し立ての仕方や、DRSに基づく金銭的な問題の解決方法

DRS [the International Student Contract Dispute Resolution Scheme (留学生の契約問題に対する解決計画)] の順守

33. 結果 10: DRSの順守

加盟者はDRS規則を順守しなければならない。

34. 手順

1. 各加盟者はDRS規則を熟知しておかなければならず、紛争の当事者となった場合はその規則を自らが順守するようにしなければならない。
2. DRS規則を順守できない場合、本規程の違反とみなされ、規程施行責任者による制裁が下される場合がある。

第5部 規程違反

35. 規程違反の報告

1. いかなる人物も以下を行うことができる。
 - a. 規程が違反されていることを規程施行責任者に伝える。
 - b. 規程違反に関連した問題を規程施行責任者に伝える。
2. 規程施行責任者は、
 - a. 苦情や照会の受理と処理の手順を公表しなければならない。
 - b. 苦情や照会の申し立てに使用する所定の書式を作成できる。

36. 規程施行責任者による苦情や照会への対応

1. 規程施行責任者は、35条に基づく苦情または照会を受理した際、その苦情や照会がさらなる調査を必要とするような規程違反を含んでいるか判断しなければならない。
2. 規程施行責任者には、さらなる調査が必要だと判断した場合、以下の義務がある。
 - a. 違反が疑われる件について記録を残し、調査を行う。
 - b. 苦情や照会を申し立てた人物に、調査の決定を通知する。
3. 規程施行責任者がさらなる調査は必要ないと判断した場合は、以下の選択肢を考慮し、しかるべき措置を取らなければならない。
 - a. その苦情や照会を別の代理業者に照会する。
 - b. その苦情や照会を非公式に処理する。
 - c. その苦情や照会を終結させる。
4. 苦情や照会を調査する際に支援(異なる言語間の通訳など)が必要な場合、規程施行責任者は、その苦情や照会を申し立てた人物を支援できる(または支援を申し出てもよい)。

37. 規程遵守の監視

1. 各加盟者は、本規程に規定され求められている結果や手順に照らし合わせて、自らの業務に対する自己評価(規程施行責任者により定義される場合が多い)を実施し、文書で記録を残さなければならない。
2. 規程施行責任者は、加盟者の自己評価とその他の妥当と思われる情報を精査することによって、求められる結果と手順に照らし合わせて各加盟者の業務を監視しなければならない。
3. 規程施行責任者は、加盟者が本規程に従わない場合、または従わない恐れのある場合、加盟者の業務を監視することができる。
4. 調査は、
 - a. 規程施行責任者が自発的に開始する場合も、本規程の違反に対する苦情や報告を含む提供された情報による結果開始する場合もある。
 - b. 各手順には加盟者の承認を必要とする、以下の手順(ただしこれに限定はしない)を規程施行責任者により実施することを含む場合もある。
 - i. 現場の訪問
 - ii. 加盟者が所有している文書の調査と入手
 - iii. 必要に応じて、職員と留学生の面談
5. 加盟者は、文書の閲覧や職員、留学生との面談をする調査の過程で、規程施行責任者による妥当な要求に応じなければならない。
6. 規程施行責任者は以下を行うことができる。
 - a. 現実的で適切な場合、教育審査機関や関連政府機関に相談し情報を共有するという形で、規程の改善や順守のためにその介入に同意する。
 - b. 教育審査機関や関連政府機関からの情報を受け取り、考慮するという形で、上記と同様にその介入に同意する。

38. 規程違反に対する処罰

規程施行責任者は、法令の第238G項に従い、本規程の違反に制裁を科すことができる。

第6部 規程施行責任者

39. 業務の報告及び公表

1. 規程施行責任者は、年次報告書に本規程を施行している際の自身の活動報告も盛り込まなければならない。
2. 調査の最中に、教育の質に関連した組織的な問題や本規程の重大な違反を発見した場合、規程施行責任者はその問題や違反を教育審査機関や関連政府機関に報告しなければならない。
3. 以下の第(4)項に規定した目的に限定して、規程施行責任者は調査の要約と規程違反の結果を、プライバシー保護のための適切な予防策と改定を条件に、公表することができる。
4. 上記の第(3)項で言及した目的とは、
 - a. 教育機関、留学生、その他教育関連団体への情報伝達
 - b. 調査の過程や本規程に基づいた意思決定の明示
5. 規程施行責任者は、本規程を教育機関と留学生に公表するあたり、に妥当な措置を取らなければならない。

40. 条件の公表とコンプライアンスの公示

規程施行責任者は、法令第18A部にに基づき課された所定の条件と発されたコンプライアンスの公示について、留学希望者への開示が必要であるかどうかを決定することができる。

附則1

移行、救済、その他関連規定

第1部

2019年(留学生の生活保護としての)教育服務 規程改定に関する規定

1. 発効前に締結される就学契約

1. 本条の発効前に締結される就学契約は、以下の日付のいずれか早い方まで、就学契約に関し2019年(留学生の生活保護としての)教育服務規程改定により改訂された事項に準拠するものとして扱われる。
 - a. その就学契約の完了日または解除日
 - b. 2019年12月31日
2. (1)項にかかわらず、本条の発効に当たり、本条の発効前に締結される就学契約には、2019年(留学生の生活保護としての)教育服務規程改により追加される、(留学生の行為と懲罰措置に関する)16B(1)条の(c)、(d)、(e)の各項の要件を満たす情報と条項が含まれなければならない。

2016年3月2日 ウェリントン

スティーブン・ジョイス
高等教育・スキル・雇用省大臣

2012年法案法に基づき公布
官報告示日：2016年3月10日

2012年法案法に基づき公布

官報告示日：2019年3月28日

この規程はニュージーランド資格審査局 (NZQA) により施行される。

ニュージーランド ウェリントン：

ニュージーランド政府発行—2016年12月

画像提供：Brand Lab



NEW ZEALAND QUALIFICATIONS AUTHORITY
MANA TOHU MĀTAURANGA O AOTEAROA

QUALIFY FOR THE FUTURE WORLD
KIA NOHO TAKATŪ KI TŌ ĀMUA AO!

New Zealand Government